

全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の改正については、新治総合福祉センターの開館時間、利用料金等の管理運営を改める土浦市新治総合福祉センター条例の一部改正、老人福祉センターの料金体系を改める土浦市老人福祉センター条例の一部改正、ふれあいセンター「ながみね」の利用料金を見直すための土浦市ふれあいセンター条例の一部改正、療育支援センターにおいて、幼児ことばの教室を所管とするなどの土浦市療育支援センター条例の一部改正、つくしの家において、知的障害者福祉法に基づく知的障害者通所授産施設から、障害者自立支援法に基づく施設へ移行するための条文整理を行う、土浦市つくしの家条例の一部改正であり、それぞれ原案どおり可決されました。

土浦石岡地方社会教育センターの解散後、名称を「土浦市生涯学習館」として、本市の公の施設として帰属させ、その設置及び管理を行うための土浦市生涯学習館条例の制定であり、それぞれ原案どおり可決されました。

平成21年度土浦市一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ9億6千35万2千円を追加し、総額485億167万8千円とするものであります。

歳出の主なもの、自転車駐車場指定管理者納付金の減額に伴う財源更正と、デジタル同報系防災行政無線施設整備費の確定に伴う減額、社会保険診療報酬支払基金へ拠出する病床転換支援金の確定や、特定検診及び疾病予防事業による人間ドックや脳ドック受診者の増に伴う国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金や、介護認定調査や介護予防相談件数の増による外部委託費の増に伴う、介護保険特別会計への繰出金の増額、荒川沖人道橋耐震補強及び改修工事費の増額、

また、新たな条例の制定については、茨城県からの権限移譲により、平成22年1月4日から、パスポート窓口事務を本市が行うための土浦市収入印紙等購入基金条例の制定、

大岩田小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事費や、市内四小学校への太陽光発電設備工事費、水郷プール総合診断調査委託料の計上などであります。

歳入については、分担金及び負担金、国庫補助金、県補助金、県委託金、繰越金等の計上であります。

そのほか、土浦市国民健康保険特別会計補正予算、土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、土浦市介護保険特別会計補正予算、土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定、市営住宅家賃滞納者への訴えの提起などであり、それぞれ原案どおり可決されました。

また、議員提出議案の、「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書」と、「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」についても、原案どおり可決されました。

決算特別委員会報告（要約）

本委員会は、先の第3回定例会において設置され、その後8回にわたって委員会を開催した。執行部から会計管理者、教育長、関係部課長等の出席を求めて審査を実施したほか、有機資源堆肥化施設等、6事業の現地調査を行った。

審査に当たっては、予算が議会の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行され、市民の信託に十分応えるものとなっているかなどの諸点に留意し、執行部から詳細なる説明を求めるとともに、監査委員の決算審査意見書を参考として慎重に審査を行った。

以下、論議の対象となった事項を抜粋する。

一般会計歳入について

・ふるさと応援寄付金の受入額増加に向けたPRを

一般会計歳出について

・自主防災組織への補助金上限の見直しを

・悪質リース契約の解決に繋がる法律の広報を

・高齢者ヘルスアップ事業参加者の運動の継続を

・生ごみ堆肥化等の実現による焼却ごみ削減を

・駐車場案内システムの廃止を

・十分な教育予算の配分を

・家庭教育学級の充実を

農業集落排水事業特別会計

・利用者増への取り組みを

下水道事業特別会計

・水洗化の推進や浄化槽から下水道利用への転換を

水道事業会計

・さらに健全な事業確立を

以上、審査の結果、一部の反対があつたが、賛成多数により認定すべきものと決定した。

なお、執行部においては、本委員会で論議された事項を踏まえ、事業の必要性、緊急性、効率性を見極め、適正な予算編成と、より効果的な予算の執行に努めるよう強く要望する。

◆決算特別委員会委員◆

委員長 福田 一夫

副委員長 海老原 一郎

委員 篠塚 昌毅

委員 井坂 正典

委員 柳澤 明

委員 川原場 明朗

委員 古沢 喜幸

委員 矢口 迪夫